



30 健福第608号  
平成30年11月19日

公益財団法人豊橋善意銀行  
理事長 水野勲 様

愛知県知事 大村秀章



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成30年11月19日 から 平成35年11月18日 まで